

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年5月7日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

公務中における傷病者への事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和3年2月16日 午後7時35分

2 事故発生の場所

つくば市■■■■■■■■■■

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方を乗せたストレッチャーを持ち上げたところ、ロックがかからず折り畳んだ状態まで落下させ、頭部打撲を負わせたもの

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金20,360円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。